

海外に向けた日本文化の発信 (国際交流基金運営費交付金)

取りまとめ

「独立行政法人国際交流基金運営費交付金（うち文化芸術交流事業）」(外務省所管事業)

・第4期中期計画において、文化芸術交流事業を通して、「文化や言語の違いを超えた親近感や共感を醸成し、海外における対日関心の喚起と日本理解の促進に寄与する」こと等を目的としているが、文化芸術交流事業のうち毎年継続的に実施している事業(造形美術、舞台芸術、出版、映像、放送コンテンツ)については、中期目標に到達するための段階的な個別分野ごとの適切なアウトカム指標へ改善すべきである。

・その際、事業実施前後の国・地域との関係性の変化を含めた地域の状況をよく分析し、これを踏まえた戦略的な事業の実施となるよう指標を設定すべきである。対象地域に対する効果を定量的に測る指標の設定が困難な場合には、定性的な指標と評価システムの適切な運営を通じて、事業の妥当性を適切に説明できるよう客観性を担保すべきである。

・事業実施後の評価プロセスにおいて、実績と課題の適切な把握に努めるとともに、これらを次年度以降の事業に確実に反映し、事業の着実な改善につなげるべきである。

る。その際、限られた予算と人的リソースの中で効率的かつ正確にデータ収集を行うため、事務的負担の軽減も考慮した上で、国・地域の状況に合わせた形で時代に則した方法を検討すべきである。

・なお、文化芸術交流の裾野を広げるためにも、例えば映画祭で、集客力のあるコンテンツについては相応の自己負担を求めるなど、いずれは民間主体の取組に繋げていくことを目標設定の際の視点に加えるとともに、実際に現地側のリソース等により事業の展開が可能な国・地域については、基金で事業を実施すべきか改めて検討し、民間主体による実施も含めた次のステージへ移行することを検討すべきである。